

# 東みよし町で 認知症サポーター養成講座 を開催します

日時：6月27日(土)

13:30～

(1時間半程度を予定しています)

(13:00から受付けします)

場所：東みよし町役場

多目的ホール

～お申し込み先～

みよし地域包括支援センター

東みよし町支所

(0883)76-5580



\* 終了者にはオレンジリングを配布します

\* 次回は10月を予定しています

(1月頃にサポーターの

フォローアップ研修も予定しています)



点検して  
いますか?

# 住宅用 火災警報器

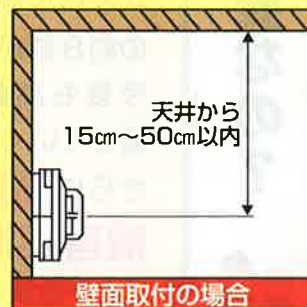
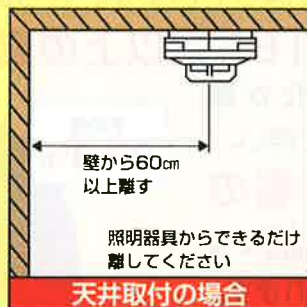
定期的に作動確認し、警報音を聞いてみましょう。

全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。(平成23年6月1日から)

## 住宅用火災警報器とは?

火災により発生する**煙や熱**を感知し、**警報音や音声**などで火災を知らせてくれる装置で、ホームセンターや電気店、消防防災設備取扱店などで購入できます。

付属のねじやフックを使い天井や壁に簡単に取り付けられるようになっており、一般的に販売されているほとんどが**電池式**で、約10年作動するようになっています。



## 維持管理が大切

煙流入口にほこり等が付着すると煙を感知しにくくなりますので、**年に2回程度**は乾いた布で軽く拭き取るなど、維持管理に努めましょう。

**電池切れ警報**が鳴ったら、電池を新しいものに交換してください。

設置から**10年以上経過している場合**は、本体の交換をお勧めします。

火災警報器に付属している**取扱説明書**を必ず確認してください。

火災でないときに、火災警報器が鳴った場合は、**警報停止ボタン**を押すか、引き紐を引いて警報を止めてください。



# 設置しなければならぬ場所は？

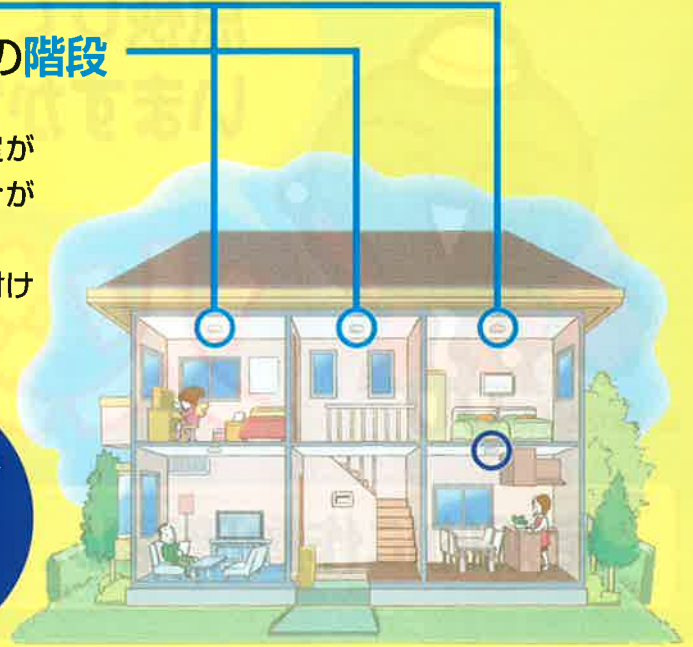
- ①全ての**寝室**
- ②2階に寝室がある場合、2階の**階段**

その他、3階建ての場合や1つの階に居室が5つ以上ある場合も設置が必要になる場合があります。

消防法令により、寝室や階段に設置が義務付けられているのは、「**煙式**」の警報器です。



徳島県では台所には設置義務はありませんが、熱式の警報器をつけておくことをお勧めします。



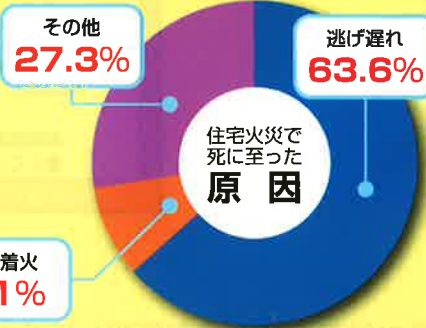
# なぜ必要なの？

自分自身はもちろん**大切な家族**を住宅火災から**守るため**です。

火災を早期に見出すことで、初期消火や通報等の行動が早まり

**近隣への延焼被害も軽減**します。

住宅火災の死亡の原因として「**逃げ遅れ**」の割合が非常に高くなっています。さらに、住宅火災の死者の約8割が「**65歳以上の高齢者**」であり、今後も高齢化が進展していくに伴い、さらに**高齢者の被害が増加**することが危惧されます。



(徳島県：平成26年中（概数）放火自殺者を除く)

# 助かった事例

午前3時ごろ、徳島市の住宅で出火。就寝中の夫妻は、住宅用火災警報器の音に気づいて無事に逃げ出せた。

最初は、約半年前に階段の上に付けた火災警報器の音とはわからなかった。オール電化だから火事はないと思っていたが、台所の扉からの煙を見てびっくり。急いで2階の主人に知らせると、主人はベランダからとなりの納屋に逃げました。家は、全焼したけれど、火災警報器がなかったら、助かってなかったと思います。

本当に火災警報器のおかげです。

※今は「火事です。」と音声が出ます。



# 悪質訪問販売に注意！

市町村職員や消防職員が販売に伺うことはありません。少しでもあやしいと感じたら、すぐ返事をしないようにしましょう。

ご相談は徳島県消費者情報センターへ

平日 9:00～18:00 (水曜を除く) 電話番号 088-623-0110  
土・日 9:00～16:00 URL: <http://www.pref.tokushima.jp/shohi>  
休所日 水曜・祝日・年末年始



# 徳島県婦人防火クラブ連合会

事務局 (徳島県危機管理部消防保安課 TEL:088-621-2284)

住宅用火災警報器に関するお問い合わせは上記事務局またはお近くの消防署、市町村へ

◇徳島県では約7千人の婦人防火クラブ員が防火啓発活動に取り組んでいます◇